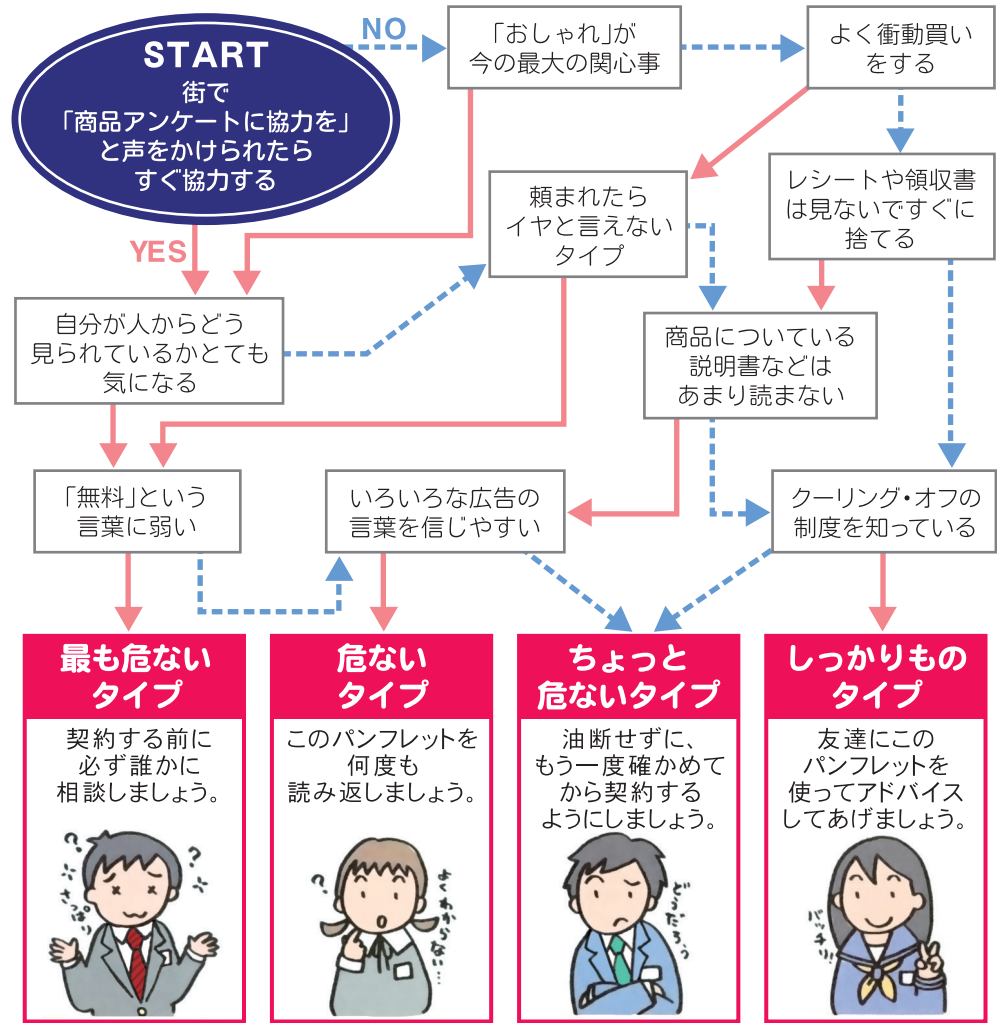


大丈夫と書いていても…あなたはどのタイプ？



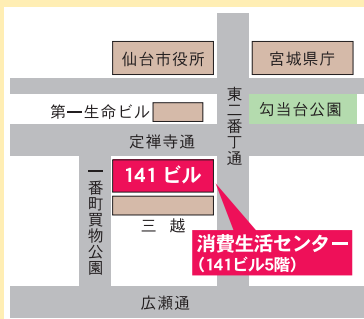
困ったときは、ひとりで悩まないで早めに相談してね！
仙台市消費生活センター

〒980-8555 仙台市青葉区一番町四丁目11番1号
141ビル(三越定禅寺通り館)5階
●相談受付時間: (月～金曜日)午前9時～午後4時30分
(土曜日) 午前9時～午後4時
●休館日: 日曜日、祝日、年末年始

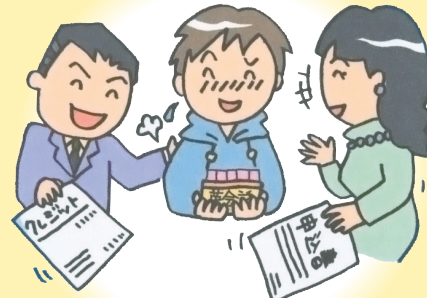


なやむな
022-268-7867

●このパンフレットについてのお問い合わせは
TEL: 022-268-7040 FAX: 022-268-8309



悪質商法に気をつけて



アポイントメントセールス



キャッチセールス



マルチ商法



インターネットのトラブル



携帯電話・インターネット「ワンクリック請求」

「契約」とは約束です!

- 「契約」なんて大人のこと。そんなふうには思っていないか。
コンビニでお菓子を買うのも、DVDをレンタルするのも、バスに乗ることも実は「契約」です。

「契約」とは、お互いの約束です。

- スマートフォンを購入したり、部屋を借りたりする場合は契約書をつくりませんが、契約書がなくても、

口約束でも契約は成立します。

そして、契約である以上、きちんと守らなければなりません。自分だけの都合で一方的に解約(契約の取り消し)はできなくなります。

契約を守らないと、後で違約金や損害賠償などの問題が生じることもあります。

【悪質商法に気をつけよう】……………

強引な勧誘や悪質な手口などで、高額な物や不必要な契約をさせられたという消費者被害は後を絶ちません。不必要な契約をしてしまった場合は、**クーリング・オフ制度**(※)などを利用することもできます。また、販売方法に問題があるときは、契約の取り消しができる場合もあります。しかし、こうした悪質商法の被害に遭わないためにも、契約を結ぶ時には、慎重によく考えることが大切です。

※クーリング・オフ制度とは？

クーリング・オフは、「頭を冷やして考え直す」という意味で、訪問販売などで契約した時に、一定の期間内であれば、無条件で契約を取り消すことができる制度です。一般に、クーリング・オフができるのは、契約書を受け取ってから8日間ですが、現金の取り引きで金額が3千円未満の契約などは対象になりません。詳しくは消費生活センターにご相談ください。

【未成年者の契約と成年年齢の引下げ】……………

親の同意のない未成年者の契約は取り消すことができます(未成年者取消権※)。

※「成人である」「親の同意がある」と相手に嘘をついて行った契約など、取り消しができない場合もあります。

2022年4月に成年年齢が20歳から18歳に引下げられました。これにより、18歳になると親の同意がなくても高額な契約をしたり、ローンやクレジットの契約もできるようになりますが、一方で、保護されていた未成年者取消権がなくなるため、悪質業者のターゲットになってトラブルに巻き込まれることが懸念されています。



被害に遭わないための5つのポイント



1 本当に必要ですか？必要ないときは勇気を持ってキッパリことわりましょう。



2 高額なものの契約やうまい話には要注意!



3 その場ですぐ決めないで、家族や友人に相談しましょう。



4 約束した事項は、契約書に必ず書いてもらいましょう。



5 契約書や申込書の内容をよく読んで確認してから署名(サインすること)・押印(印鑑を押すこと)しましょう。

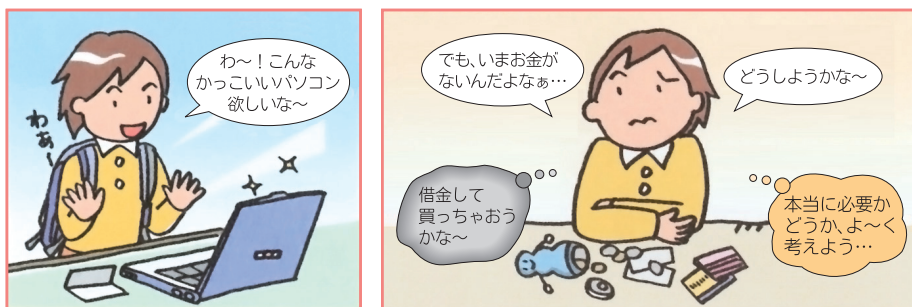


…………… 困ったときは、ひとりで悩まないで早めに相談してね! ……………

仙台市消費生活相談ダイヤル 022-268-7867

クレジットは“借金”と同じ!

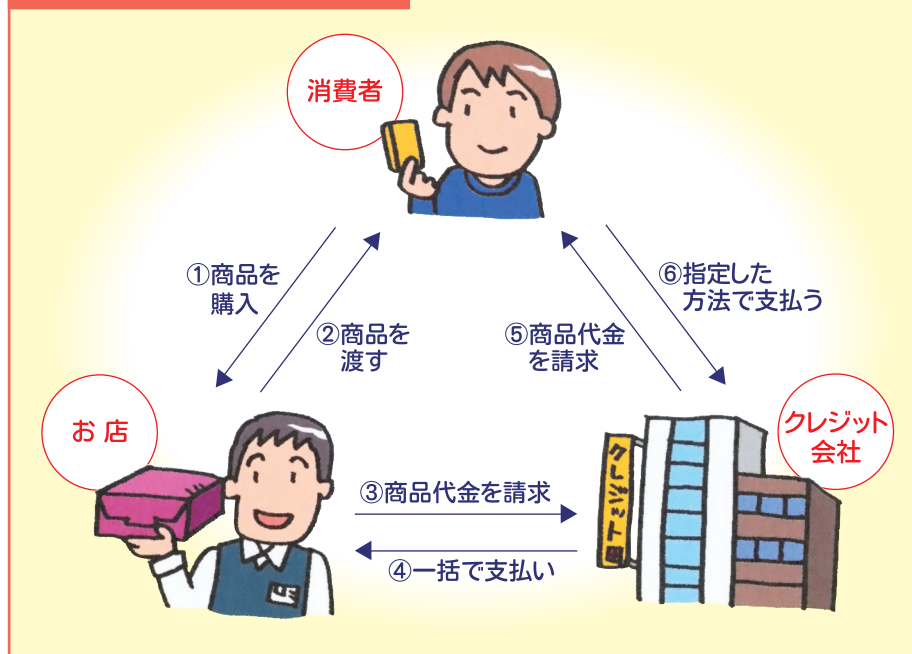
考えてみよう ● 欲しいものがあるとき、あなたならどうしますか?



「クレジット」で買物をするのは、「借金」をして物を買うのと同じです。

「クレジット」とは、商品などを買うときに、代金を現金で支払わずに後で分割や一括で支払うという約束のもとに、クレジット会社が立替払いをして買物をする「信用買い」のことです。でも、クレジットは「借金」をすることなので、利息や手数料がかかります。

クレジットでの買い物のしくみ



クレジット契約の種類

- 総合方式…事前にクレジットカードを発行してもらっておき、これを販売業者に提示して商品を購入する方法
- 個品方式…商品を購入する時に、クレジット申込書を作成し、販売業者からクレジット会社に連絡してクレジット契約を結ぶ方法

多様化するカード

最近では、さまざまな種類のカードがあります。それぞれの支払い方法や機能、付帯サービスをよく理解した上で、利用目的や自分の生活に合ったものを選ぶことが大切です。

特にクレジットカードは、請求が後で来るので、気軽に使用していたら自分の支払える金額を超えていた、ということになりがちです。常に、利用した金額を把握し、慎重に使用しましょう。



いろいろなカード

- クレジットカード…商品などの購入時に提示することで、支払いを後払いにできるカード。後日、一括払いや分割払いなどで支払う。現金の借り入れもできる。
- デビットカード…商品やサービスの購入時に提示し、暗証番号を入力することで代金を自分の銀行口座から即時に引き落としができるカード。ATMで預貯金の引き出しができるキャッシュカードと一体型になっているものもある。
- プリペイドカード…図書カードなどのように、事前に一定額を支払い、利用のつど残額が減り、その額の範囲内で使用できるカード。最近では、物理的なカードそのものは発行されず、インターネットサイトでカードの番号を入力して使用したり、プレゼントとしてオンラインで送付できる電子ギフトカードなどがあります。
- 電子マネーカード…繰り返し入金(チャージ)して、何度でも利用できるカード。スマートフォンのアプリで利用できるものもある。

カードの管理はしっかりと!

- 必要最低限の枚数にする。
- 暗証番号は他人にわからないような番号にする。
- カードの貸し借りは絶対にしない。
- なくしたり盗まれたりしたときは、すぐに警察とカードを発行している会社に届け出る。



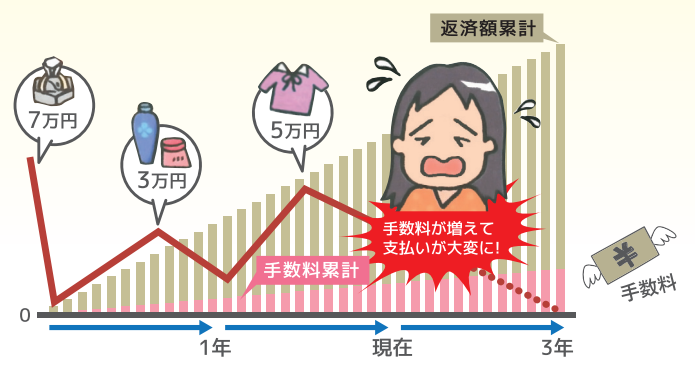
「リボルビング払い」に注意!

主な支払方法

- 一括払い(1回払い)…1回で全額返済する方法。手数料(利息)はかからない。
- 分割払い…3回、6回、12回など自分の支払える範囲で、支払い回数を選んで返済する方法。手数料(利息)がかかり、後から回数を変更できない。
- リボルビング払い(リボ払い)…買い物が重なっても毎月一定額を支払う方法。借入金額が増えれば返済が長期にわたることになり、いつ支払いが終わるのかわかりにくく、多額の手数料(利息)がかかる。

リボ払いを利用するときは

- 自分のクレジットカードのリボ払いの種類、仕組みを確認しましょう。
- 翌月に残高がなるべく残らないように毎月の支払設定額を高く設定しましょう。
- リボ払いでは、支払残高に応じた手数料がかかります。
臨時収入があった場合などはこまめに返済額を増やして残額を少なくしましょう。



スマートフォンの分割払いもクレジット契約です。

スマートフォンなどの携帯電話の端末を分割払い(クレジット契約)で購入した場合、月々の料金は通信料だけではなく、端末の分割代金も含まれています。そのため、月々の料金を滞納すると、信用情報機関の「延滞情報」に登録され、新たなカードが作れなかったり、将来ローンなどが組めなくなったりする恐れがあります。月々の支払額をよく確認して契約しましょう。



深刻化する「多重債務」問題

複数の会社から借金を重ねて、返済が困難な状態のことを「多重債務」といいます。返済のため、精神的に追い詰められたりするなど、深刻な問題を引き起こします。

このような原因で多重債務に…

- クレジットで無計画に買い物をした。
- 友人や知人に頼まれて連帯保証人になってしまった。
- 借金の取立てに追われて、返済のために別のローンを借りてしまった。

多重債務にならないために

1. 本当に支払えるか、慎重に考える!

クレジットを組むときには、自分の支払える金額がよく考えましょう。金利や手数料などを含めると、支払い総額が思いのほか高額になる場合もあります。くれぐれも慎重に!



2. クレジットカードは必要最低限の枚数にする!

何枚ものクレジットカードを持っていると使った金額が把握しきれなくなったり、つい使いすぎてしまったりします。使いすぎや盗難・紛失などのトラブルを避けるためにも、自分で管理できる必要最低限の枚数にしましょう。



3. 「キャッシング」の安易な利用に注意!

クレジットカードについている「キャッシング」機能はATM等で現金を借りることができるものです。手軽に利用してしまいがちですが、銀行などからの借り入れと比べると金利は高めです。安易な利用は避けましょう。

4. 借金返済のための借金はしない!

借金を返済するためにさらに借入れをすることは、問題解決にならないばかりか、さらに深刻な状況を招きます。もしも返済に困ったら、弁護士や司法書士など法律の専門家に、できるだけ早めに相談することが大切です。

